

# 高梁市浄化槽設置整備事業補助金制度の拡充について

令和5年度から、さらなる合併処理浄化槽の普及促進を図るため、単独処理浄化槽及びくみ取り槽の撤去費、宅内配管工事費等についての助成制度を拡充しました。

## 拡充内容

**拡充** 単独処理浄化槽の撤去費助成の限度額拡大（上限9万円→**12万円**）

**新規** くみ取り槽の撤去費助成の新設（上限**9万円**）

**新規** 単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用費助成の新設（上限**9万円**）

**新規** 単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事費助成の新設（上限**30万円**）

※いずれも新規の合併処理浄化槽設置に伴うことが条件です。

## 令和5年度浄化槽設置整備事業補助金のメニュー

	助成対象	助成金額
新たな合併処理浄化槽設置に要する費用	5人層	332,000円
	7人層	414,000円
	10人層～	548,000円～
合併処理浄化槽設置に伴い追加で要する費用	単独処理浄化槽撤去	120,000円(上限額)
	くみ取り槽撤去	90,000円(上限額)
	単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用	90,000円(上限額)
	単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事	300,000円(上限額)

※10人層以上については、ご相談ください。

※既に合併処理浄化槽をご利用で更新等の場合は、助成対象になりません。

## 申請・実績報告上の注意点

- ・底版コンクリートに二次製品（P C版）を使用する場合は、申請時に構造計算書等使用する製品のわかる資料を提出してください。
- ・追加で要する費用の加算補助を受ける場合は、実績報告時に浄化槽設置に関する写真に加え、該当部分の施工状況がわかるよう、「施工前」、「施工中」、「施工後」の写真を提出してください。
- ・単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去加算補助を受ける場合は、実績報告時に「産業廃棄物管理票（E票）」を提出してください。
- ・申請書、実績報告書等の様式が新しくなっています。下記ホームページからご確認ください。
- ・その他、詳しくは下記担当者までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》〒716-8501高梁市松原通2043番地  
高梁市 土木部 上下水道課 下水道業務係  
TEL 0866-21-0244 FAX 0866-22-9460

高梁市 浄化槽

検索

